

鹿嶋市看護師修学資金貸与事業

令和8年度募集要項

令和7年12月
鹿嶋市

(目次)

I 鹿嶋市看護師修学資金貸与制度	1 ~ 2 ページ
1 制度の目的	1 ページ
2 貸付対象	
3 貸与者数	
4 申込	
(1) 申込期間	
(2) 申込先	
(3) 申込方法	
5 貸与期間	2 ページ
6 貸与金額	
7 連帯保証人	
II 申請から貸与開始まで	3 ページ
III 貸与期間中について	4 ページ
1 毎年提出が必要となるもの	4 ページ
2 必要に応じて提出するもの	4 ページ
IV 卒業から修学資金の返還及び返還免除まで	4 ~ 6 ページ
1 卒業後に提出が必要となるもの	4 ページ
2 修学資金の返還	5 ページ
3 返還の免除	5 ページ
4 返還額及び返還免除までのスケジュール例	6 ~ 7 ページ
V よくある質問	8 ~ 9 ページ

※必ずお読みください。

本修学資金はあくまでも『貸与』です。

看護師の免許取得後直ちに市内病院等で一定期間看護師として従事する等の条件を満たさなければ、原則、貸与金額 の全額を一括で返還していただく必要があります。

卒業後の進路を十分検討したうえで申し込みください。

I 鹿嶋市看護師修学資金貸与制度

1 制度の目的

この制度は、看護師を養成する学校又は養成所(以下「看護師学校」という。)に在学する方または令和8年4月1日に在学する見込みの方(進学希望者)で、卒業後市内の病院または病床を有する診療所(以下「市内病院等」という。)に看護師として勤務しようとする方に対し、修学資金を貸与することにより、看護師学校での修学を支援し、もって市内における看護師の確保及び市民の健康の維持・増進に資することを目的としています。

2 貸付対象

次の(1)～(3)の要件のすべてを満たす方

- (1)鹿嶋市、神栖市、潮来市、鉾田市及び行方市に1年以上住所を有する者の子弟であること。
- (2)看護師学校に在学する方または令和8年4月1日に在学する見込みの方(進学希望者)で、看護師の免許を取得した後、直ちに市内の病院または病床を有する診療所において看護師として勤務しようとする方であること。
- (3)本修学資金以外の修学資金※の貸与を現に受けていない方又は受ける見込みがない方

※本修学資金以外の修学資金とは…

市外の病院等により貸与される修学資金又は他の地方公共団体により貸与される修学資金であり、返還の免除について一定期間の勤務などの規定があるもの

3 貸与者数

2人程度(予算の範囲内)

4 申込み

- (1)申込期間：令和8年1月5日(月)から2月20日(金)
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日を除く))
- (2)申込先：鹿嶋市保健センター
住所 〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地1
電話 0299-82-6218
Mail kenkou2@city.ibaraki-kashima.lg.jp
- (3)申込方法：申込期間内に必要書類を申込先へ持参または郵送ください。
(郵送による申込の場合、2月20日当日消印有効)

5 貸与期間

看護師学校の正規の修学期間内。ただし、休学、停学、留年の期間は除きます。

6 貸与金額 (貸与金額に利息はつきません。)

入学一時金：60万円(希望者のみ、入学初年度に限る)

月額：5万円

7 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする方は、貸与契約を結ぶときに連帯保証人を2人立てる必要があります。連帯保証人の2人は、お互いに独立の生計を営む成年者でなければなりません。

また、申請者が未成年かつ未婚者の場合は、原則として連帯保証人のうち一人は法定代理人となります。

II 申請から貸与開始まで

1 申請

1月5日(月)

～

2月 20 日(金)

【提出書類】

- ①修学資金貸与申請書(様式第1号)
- ②応募理由書(様式第2号)
- ③連帯保証書(様式第3号)及び連帯保証人の印鑑登録証明書(2人)
- ④履歴書(写真を貼付したもの)
- ⑤鹿嶋市, 神栖市, 潮来市, 銚田市及び行方市に1年以上住所を有する者の子弟であることが確認できる書類
- ⑥連帯保証人の直近の課税(所得)証明書及び未納のない証明書
- ⑦その他, 市長が必要と認めるもの

2 審査

2月下旬～3月上旬

面接・提出書類により審査を行います。

※面接の日程は担当者から連絡します。

3 貸与承認

3月下旬

貸与が決定したら, 文書で通知します。

4 契約締結

3月下旬

【提出書類】

- ①修学資金貸与契約書(様式第5号)
- ②同意書(様式第6号)
- ③看護師学校の合格証明書等

5 貸与開始

6月

【貸与額と振込時期】

○入学一時金 60万円 ※契約締結後に振込み。

○修学資金 月額 5万円

4・5・6月分	6月振込	7・8・9月分	7月振込
10・11・12月分	10月振込	1・2・3月分	1月振込

III 貸与期間中

1 毎年提出が必要となるもの

在学証明書(学年記載のもの)

※進級したことを確認するため

2 必要に応じて提出するもの

- ・連帯保証人変更届出書(様式第8号)
- ・氏名(住所)変更届出書(様式第9号)
- ・修学資金貸与辞退申出書(様式第10号)
- ・退学等届出書(様式第11号)
- ・留年(休学・停学)届出書(様式第12号)
- ・進級(復学)届出書(様式第13号)

IV 卒業から修学資金の返還及び返還免除まで

1 卒業後に提出が必要となるもの

◇卒業したとき

- ①修学資金借用証書(様式第7号)
- ②卒業届出書(様式第14号)

◇看護師免許を取得したとき

- ・看護師免許取得届出書(様式第15号)

◇市内病院等で勤務を開始したとき

- ・勤務開始届出書(様式第16号)

◇市内病院に勤務しているとき

- ・勤務状況報告書(様式第18号)※貸与期間中、毎年4月30日までに提出

◇市内病院を退職したとき

- ・退職届出書(様式第17号)

◇市内病院での勤務期間が、貸与期間に相当する期間に達したとき

- ・修学資金返還免除申請書(様式第27号)

2 修学資金の返還

次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当する場合は、原則、その事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに貸与を受けた修学資金の全額を一括で返還していただきます。

(1) 貸与契約が解除されたとき

(看護師学校を退学または除籍、心身の故障により修学困難、虚偽等が生じた場合等)

(2) 看護師の免許取得後、直ちに市内病院等に看護師として勤務しないとき

(3) 心身の故障により、看護師の業務に従事することができなくなったとき

原則として、修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額に、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額に相当する額を遅延利息としてお支払いいただきます。

3 返還の免除

次の(1)(2)の要件のいずれかに該当するときは、修学資金の返還が免除されます。

(1) 看護師の免許を取得し、直ちに市内病院等に看護師として勤務し、その勤務期間が貸与期間に相当する期間(入学一時金の貸与を受けた場合は、貸与期間にプラス1年)に達したとき。

(2) 看護師として勤務している方が死亡または重度の心身の障害を有することになり、看護師として引き続きの勤務ができないと市長が認めるとき

4 返還額及び返還免除までのスケジュール例

(ケース1)看護師学校で3年間 修学資金の貸与を受け,
卒業後ただちに市内の病院または病床を有する診療所に勤務する場合

【返還額】 修学資金 5万円×12月×3年= 180万円

看護師学校	貸与期間	1年生	入学一時金 60万円(貸与期間プラス1年)	※国家試験合格	貸与総額 180万円		
		2年生	修学資金 5万円×12月×3年				
		3年生					
市内の 病院等に勤務	返還 猶予 期間	1年目	貸与期間(3年)に相当				
		2年目					
		3年目					
*返還免除							

(ケース2)看護師学校入学時に入学一時金の貸与, かつ3年間 修学資金の貸与を受け,
卒業後ただちに市内の病院または病床を有する診療所に勤務する場合

【返還額】 入学一時金 60万円+修学資金 5万円×12月×3年=240万円

看護師学校	貸与期間	1年生	入学一時金 60万円(貸与期間プラス1年)	※国家試験合格	貸与総額 240万円		
		2年生	修学資金 5万円×12月×3年				
		3年生					
市内の 病院等に勤務	返還 猶予 期間	1年目	貸与期間(4年)に相当				
		2年目					
		3年目					
		4年目					
*返還免除							

(ケース3)看護師学校で4年間 修学資金の貸与を受け,
卒業後ただちに市内の病院または病床を有する診療所に勤務する場合
【返還額】 修学資金 5万円×12月×4年= 240万円

看護師学校	貸与期間	1年生	入学一時金 60万円(貸与期間プラス1年)	貸与総額 240万円
		2年生	修学資金 5万円×12月×4年	
		3年生		
		4年生	※国家試験合格	
市内の 病院等に勤務	返還猶予期間	1年目	貸与期間(4年)に相当	
		2年目		
		3年目		
		4年目		
*返還免除				

(ケース4)看護学校入学時に入学一時金の貸与, かつ4年間 修学資金の貸与を受け,
卒業後ただちに市内の病院または病床を有する診療所に勤務する場合
【返還額】 入学一時金 60万円+修学資金 5万円×12月×4年=300万円

看護師学校	貸与期間	1年生	入学一時金 60万円(貸与期間プラス1年)	貸与総額 300万円
		2年生	修学資金 5万円×12月×4年	
		3年生		
		4年生	※国家試験合格	
市内の 病院等に勤務	返還猶予期間	1年目	貸与期間(5年)に相当	
		2年目		
		3年目		
		4年目		
		5年目		
*返還免除				

V よくある質問

項目	質 問	回 答
申 請	住民票が鹿嶋市外でも申請が出来ますか。	鹿嶋市・神栖市・潮来市・行方市・鉾田市に1年以上住所を有する者の子弟であれば申請する事ができます。
	併用出来ない制度はありますか。	茨城県の「看護師等修学資金制度」や市外医療機関の奨学金制度など、貸与期間終了後に指定医療機関での勤務を返済免除の条件としている制度は併用できません。
制 度	連帯保証人2名に両親はなれますか？	2人の連帯保証人は生計を別にしていることが条件になります。仮に両親が収入や財産を共有し家計を同一にしている場合は、両親共に連帯保証人になることはできません。
	市内診療所(無床)での勤務の場合、この制度は対象となりますか。	対象となりません。あくまでも鹿嶋市内の有床医療機関(病院と有床診療所)のみになります。
決 定	決定について審査をしますか。また、定数以上の申請があった場合はどうするのですか。	面接・提出書類等を基に審査を実施します。
貸 与	貸与期間に行う手続き等はありますか。	毎年度、在学証明書(進級したことを確認するため)の提出をお願いします。また、届出事項に変更等があった場合は、その都度、必要な届け出等の提出をお願いします。
返 還	返還をしなければならないのは、どの様な場合がありますか。	①貸与期間が終了した場合 (ただし、返還猶予期間があります。) ②看護学校を退学等した場合 ③看護師の免許取得後に直ちに鹿嶋市内の有床医療機関(病院と有床診療所)に看護師として勤務しなかった場合 ④貸与猶予期間満了前に鹿嶋市内の有床医療機関(病院と有床診療所)を退職した場合等
	返還が遅れた場合、延滞金は生じますか	民法第404条に規定される法定利率(現在は3%)が加算されます。
返 還 猶 予	返還猶予はどのような場合ですか	市内病院等に勤務している場合等
	返還猶予期間に提出する書類はありますか	勤務状況報告書を毎年4月30日までに提出頂きます。また、その他変更等あった場合も届け出をお願いします。

返 還 免 除	返還の免除はどのような場合ですか？	看護師免許取得後直ちに市内病院等で引き続き看護師として勤務し、その期間が修学資金貸与期間に達した時に免除になります(ただし、入学一時金の貸与を受けた場合は1年追加されます。)。
	4年間貸与を受け、市内の病院または病床を有する診療所に3年勤務しましたが退職することになりました。貸与額の1年分のみを返還すればよいですか。	市内の病院または病床を有する診療所に勤務する期間が貸与期間に満たない場合は、原則、貸与総額を一括で返還して頂きます。
そ の 他	市内の病院または病床を有する診療所への就職を希望したのですが、採用されなかった場合、返還の対象となりますか。	市内の病院または病床を有する診療所に勤務する期間が貸与期間に満たないことになりますので、原則、貸与総額を一括で返還して頂きます。
	市内の病院または病床を有する診療所にパートの看護師として採用された場合、返還免除の対象となりますか。	返還免除の要件は、市内の病院または病床を有する診療所に看護師の正規職員として採用されることです。パートやアルバイトとしての勤務が貸与期間に相当する期間を満たしたとしても、免除とはなりません。
	修学資金の貸与を6か月間受けました。市内の病院または病床を有する診療所に6か月勤務すれば、貸与額は免除になりますか。	修学資金の貸与期間が12か月以内の場合、返還が免除となる要件は、市内の病院または病床を有する診療所に1年間勤務することとなります。6か月の勤務では、免除なりません。